

陳情第 6 号

立川市議会議場において市旗、都旗及び国旗の総ての掲揚等を求めることに関する陳情書

1 受理年月日 平成28年3月31日

2 陳情者 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27
小畑 孝平

3 陳情の要旨

- (1) 立川市議会議場において、市旗、都旗及び国旗の総ての掲揚を求める
- (2) 立川市議会定例会の開会及び閉会に際し、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱を求める
- (3) (2)を拒絶した者には、退場処分等の制裁を科すことを求める

4 陳情の理由

- (1) 民主主義、国及び地方公共団体の象徴である国旗、都旗及び市旗の総てを、議場に掲揚するのは、むしろ、民主主義の場として当然のことである
- (2) また、国旗、都旗及び市旗の総てを掲揚することは、国、都及び市の連帯感その他の士気を高め、これを維持する上でも必要である
- (3) (1)を拒絶することは、民主主義を否定することにもなる
- (4) 厳正公正たる官公庁における儀式としての要素も強い、議会定例会の開会及び閉会にあつては、学校等の各種教育機関の例に倣って、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱をすべくものと思料される
- (5) (4)の拒絶は、「君が代起立斉唱拒否事件」に対する最高裁判所第2小法廷による平成23年5月30日付の判決を勘案しても、服務上の規律違反にも該当するのであって、思想及び言論の自由の範疇を超越している